　　鹿追町店舗等修繕補助金交付要綱

（目的）

1. この要綱は、町内に事業所又は営業所を置く中小企業者が所有又は賃貸する店

舗等の修繕工事を行う場合、予算の範囲内において工事に要する費用の一部を補助す

ることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。
2. 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条により定義され

た者をいう。

　(2)　店舗等　町内において専ら商品販売又はサービス提供の用に供する部分又は事務所の用に供する部分をいう。

　(3)　修繕工事　店舗等の耐久性及び接客に係る居住性を高める工事で、

次に掲げる工事をいう。

(ア)　基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事

(イ)　店舗等の外壁、屋根、看板、外構、床、内壁、天井等の修繕工事

(ウ)　厨房又は便所を改良する工事

(エ)　ウィルス対策等のため改良する工事

(オ)　間取りの変更等の模様替えを行う工事

(カ)　衛生、電気等の設備を改良する工事

(キ)　建具の取替え等の工事

(ク)　断熱改修又は遮音工事

(ケ)　その他町長が必要と認める工事

（補助の対象工事）

1. 補助の対象となる工事は、町内建設業者により行う修繕工事に要する費用（消

　費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が50万円以上であり、当該年度の３月

末日までに工事完了届を提出できる工事であること。ただし、国、北海道、その他公

共団体から補助金等の交付を受ける場合は、その工事に要する費用を除く。

（補助交付対象者）

第４条　補助を受ける事ができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1)　鹿追町内に店舗等を置く中小企業者

　(2)　次のいずれかに該当する者

(ア)　修繕工事を行う店舗等の所有者であり、かつ、当該店舗等において商売（事

務を行っている場所を含む。以下同じ。）を行っている者

1. 修繕工事を行う店舗等の所有者以外で、当該店舗等で現に商売を行ってい

る者であり、かつ、当該店舗等の所有者から店舗等の使用及び修繕工事実施

に係る承諾を受けた者

　(3)　修繕工事を行う者が町税、その他町に対する債務の履行を遅滞していないこと。

２　補助金の交付は、同一人について1回限りとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、修繕工事に要する費用の20パーセント（その額に1,000円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額を１棟につき100

万円として全額商品券で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿追町店舗

　等修繕補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出し

なければならない。

　(1)　工事を行おうとする店舗等の所有者が明らかとなる書類

　(2)　前号における権利者が複数の場合、修繕工事施工同意書（様式第2号）

　(3)　同意書（様式第3号）

　(4)　工事請負契約書及び工事見積書の写し（対象工事と他の工事を分離したもの）

　(5)　付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）

　(6)　申請者が修繕工事を行う店舗等の所有者以外の場合、店舗等の使用及び修繕工

事に係る承諾書（様式第4号）

　(7)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第７条　町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、鹿追町

　店舗等修繕補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）を申請者に通知するものと

する。

（着手の届出）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、工事に着

　手したときは、鹿追町店舗等修繕補助事業工事着手届（様式第6号）を町長に提出し

なければならない。

（内容の変更等）

第９条　交付決定者が、前条の交付決定内容の変更等を行う場合は、あらかじめ鹿追

町店舗等修繕補助金交付事業変更（廃止）申請書（様式第7号）に変更等の内容が確

認できる書類を添えて町長に提出し、鹿追町店舗等修繕補助金交付事業変更（廃止）

承認（不承認）通知書（様式第8号）により承認等を受けなければならない。ただし、

軽微（補助対象工事費の10パーセント未満）な変更については、この限りではない。

（完了の届出）

第10条　交付決定者は、修繕工事が完了したときは、速やかに鹿追町店舗等修繕補助

事業工事完了届（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければ

ならない。

　(1)　修繕工事に係る工事代金の請求明細書及び領収書の写し

　(2)　施工中及び施工後の状況写真

　(3)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　町長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該補助事業

の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査及び実地検査し、

適合すると認めたときは、鹿追町店舗等修繕補助金確定通知書（様式第10号）によ

り通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条　前条の規定による交付額の確定を受けたものは、鹿追町店舗等修繕補助金請

求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条　町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認め、交付決定の全

部又は一部を取り消した場合は、交付決定者へ鹿追町店舗等修繕補助金交付決定取消

通知書（様式第12号）により通知するものとする。

　(1)　補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

　(2)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付金の交付を受けたとき。

　(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第15条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、鹿追町店舗等修

繕補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、決定の日から施行する。

（告示の失効）

２　この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。

（要綱の失効に伴う経過措置）

３　第15条及び第16条の規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有するものとする。